

障がい者支援専門部会からの要望・回答

要望 1
JR 弁天町駅周辺の交通環境について、高齢者や障がい者等の視点を充分に取り入れ、誰もが利用しやすい社会資源となるような働きかけを積極的にしていただきたい。
理由
JR 弁天町駅周辺の交通環境について、誰もが利用しやすく、より便利な社会資源の一つになるように、ベビーカーを押す人や高齢者、障がい者等すべての人々の視点を充分に取り入れ、障がい者差別解消法の推進を目指し、バリアフリーな街づくりの一部となる構造になるよう今後も積極的に検討してください。 弁天町交差点地下通路について、令和 6 年 1 月に車いすで検証しましたが、スロープの勾配が強く、車いすの利用者や、ベビーカーの通行に危険を伴う状態です。特に雨の日は滑りやすく、歩行者においても、転倒し、負傷する事故などが起こっています。障がいのある方だけでなく、港区で生活するすべての方に寄り添った街づくりを進めてください。 また、「弁天町駅前交差点国道 43 号線車いす横断支援事業」について、障がいのある方が活用できるように再度周知をしてください。また、現在は事前予約制であり、通行証の発行を受ける必要があることから、日常生活で活用することが困難です。日々の生活で活用できるようにしてください。
回答
弁天町駅周辺のバリアフリーの推進にあたっては、全市的な施策として、障がい者や高齢者等の参画のもと、平成 16 年 4 月に大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想が策定され、弁天町駅周辺のバリアフリーの推進に取り組んでおります。 また、バリアフリーの推進は、関係者による継続的な取り組みが重要であり、港区としても、平成 25 年に「交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議」を設置するとともに、令和 3 年 4 月に策定した港区エリア別活性化プランにおいても、「弁天町駅周辺エリアのバリアフリー化の推進」を具体的な取り組み内容として位置づけ、弁天町駅周辺エリアのバリアフリー化の推進にむけた取り組みを進めてまいります。 このうち、JR 西日本では、大阪・関西万博会場へのアクセス路線となる大阪メトロ中央線への乗換駅となる JR 弁天町駅について、改良工事を進めてきましたが、工事が完了して新たな施設が本年 3 月 1 日から供用開始されます。これにより同駅では、現在の南及び北改札口の間に新駅舎が整備され、新改札口とともにエレベーターやエスカレーターが新設されるなどバリアフリーの改善が進んでまいります。 港区役所といたしましては、関係諸機関と連携して、引き続き、JR 弁天町駅周辺のより一層のバリアフリー化の推進に向けて、交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議の場を通じて、住民や利用者等の意見を反映できるよう努めてまいります。 次に、国道 43 号線の弁天町駅前交差点地下道へのエレベーターにつきましては、現在国土交通省において、交差点の南北 2 か所で設置工事が進められており、このうち、北側については、工事が完了して、令和 7 年 2 月 28 日に供用が開始されます。 このエレベーターの設置により、車いすのご利用の方などを含めて利便性や安全性が向

上してまいりますが、スロープにおける雨天時の歩行者のご利用に関わる問題については、引き続き、施設管理者である国土交通省大阪国道事務所と共有してまいります。

なお、ご指摘の「弁天町駅前交差点国道 43 号車いす横断支援事業」については、地下道のエレベーターが整備されるまでの措置として実施しておりましたので、このエレベーターの供用開始にともない、この支援事業については本年度（令和 7 年 3 月末）をもって終了してまいります。

以上ご説明いたしました、これらのバリアフリーを巡る状況につきましては、当区の広報媒体などを利用して、案内してまいりたいと存じます。

港区役所協働まちづくり推進課

障がい者支援専門部会からの要望・回答

要望 2
高齢者や障がい者など、避難行動に援護が必要な当事者や地域の自主防災組織、区役所などが必要な情報を共有し、設けた制度や対策・体制が、有事に十分に機能するよう、防災への取り組みのさらなる充実を要望します。
理由
近年、全国各地で、地震や風水害などの大規模自然災害が多発しています。また、本市においても南海トラフ地震の発生と津波による被災も懸念されるところです。これまで、防災対策として、さまざまな取り組みが進められていることは承知をしていますが、高齢者や障がい者など、避難行動に援護が必要な方は、自身の避難経路や介助にまだまだ不安を大きく抱えられています。当事者や地域の自主防災組織、区役所などが必要な情報を共有し、設けた制度や対策や体制が、有事に十分に機能するよう、防災への取り組みのさらなる充実を目指してください。また、地域の避難訓練などの情報の共有に努め、実際に訓練に参加する機会を設けるなど、要援護者が地域の支援者とつながる機会を作ってください。 個別避難計画策定においても、計画策定が必要なすべての方々に情報が行き渡るよう周知を工夫してください。加えて、障がいのある方や支援者がより自分事として捉えられるように個別避難計画の区内の進捗状況や、個別避難計画を策定されたモデルケースの事例・評価を共有してください。
回答
防災訓練や学習会等の機会を通じて、関係者間で必要な情報を共有し、日頃から地域の絆を築くことで、災害時にも地域の力を最大限に発揮できるように努めてまいります。 また、令和3年5月の災害対策基本法の改正により「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務になったことを受けて、大阪市におきましても地域の実情に合わせて改正からおおむね5年（令和8年度末まで）に優先度の高い要支援者の計画を作成することを目指しています。 この方針を受けて、港区におきましても、日頃のつながりや見守りの延長で災害時の避難支援を行うことを目指しており、地域の自主防災組織や見守り関係者等の協力を得ながら着実に計画を作成してまいります。 また、昨年12月には、本市福祉局から日頃からケアプランの作成やサービス提供などを通じて、高齢者や障がい者の状況等をよく把握し、信頼関係を築かれている福祉・介護サービス事業者のみなさまに計画作成のご協力をお願いしたところです。 さらに、ご指摘のとおり計画策定が必要なすべての方々に情報が行き渡るようホームページや区広報紙等を通じて、効果的な情報発信を続けてまいります。
港区役所協働まちづくり推進課 港区役所保健福祉課

障がい者支援専門部会からの要望・回答

要望3
障がい者差別解消法・障がい者虐待防止法がより地域に浸透し定着するよう、継続して取り組み、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を強く要望します。
理由
令和6年3月に公表された区民アンケート報告書でも、「障害者差別解消法を知らない」と回答した方が回答者の60.7%（前年度60.2%）、「障害者虐待防止法を知らない」と回答した方が58.2%（前年度54.6%）と認知率が低い水準にあることが判明しました。障がい者差別解消法・障がい者虐待防止法が、より地域に浸透し定着するよう、周知・啓発の取り組みを継続して行い、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてください。実りのある周知・啓発ができるように区予算を付けて下さい。また、具体的に、区政の計画の数値目標に組み込み、目標達成ができるような取り組みや活動を実施してください。 あわせて、虐待の通報が適切に行われ、被虐待者等の保護、権利の擁護が行われるよう、正しい情報を関係者において共有できるような体制整備を行い、個別の事例に対する検討の場や、対応の検証の機会を設けてください。
回答
令和6年度には、前年度に引き続き「区民モニターアンケート」において障がい者差別解消法や障がい者虐待防止法に関してどの程度知っていただいているかをお伺いする調査を行っています。これまでも、「広報みなと」を通じて、障がい者・高齢者に対する虐待の正しい知識の普及を広めるための情報を発信してきたところですが、今後とも港区障がい者地域自立支援協議会の皆さまをはじめとする方々とともに周知と啓発につとめてまいります。 相談・虐待の通報が適切に行われるためには、権利擁護について理解を深めていただく必要があります。行政関係機関に対しては、虐待防止連絡会議の中で権利擁護についての情報共有と啓発を行っています。また、港区で区民対象に毎年開催しております「障がい者・高齢者権利擁護講演会」を令和5・6年度は、民生委員・児童委員を対象にワークショップによる研修を開催し、より充実した内容で理解を深めて頂く機会としました。さらに、支援者向けとして介護支援専門員や、障がい者相談支援専門員、障がい者支援事業所従事者を対象に虐待についての研修会も開催しております。虐待の個別事案の対応では、オンライン会議の活用などにより、関係者と情報共有の場や対応の検証の場を確保するよう努めているところです。 今後もこれまでの取り組みを継続するとともに、相談・通報しやすいような環境づくりに向け、地域住民や当事者・支援者にとって、より身近な通報受理機関である港区障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターをわかりやすく広報し、連携・協働して引き続き虐待防止、早期発見の推進に取り組んでまいります。
港区役所保健福祉課

障がい者支援専門部会からの要望・回答

要望 4
移動支援を希望する障がい者の自立の促進や生活の質の向上を図るため、移動支援を担う人材を増やすような取り組みの実施を要望します。
理由
近年、港区では障がい福祉サービスの居宅介護・重度訪問介護、特に移動支援事業の利用を希望する方に対し、区内の事業所や担い手が不足しています。近隣区の事業所に対して利用希望の調整をしても、移動時間の兼ね合いや人材不足により本来必要とする時間数を利用できていないケースが発生しています。 令和6年度港区自立支援協議会ヘルパー事業所連絡会では、「移動支援のヘルパーとなるための研修を地域自立支援協議会で行うことができるのであれば、港区内のヘルパー人材を増やすため、講師をしても良い」と複数名の有志から名乗りがありました。 まずは、移動支援を必要とする方が利用できるように、移動支援の資格取得のための研修を地域自立支援協議会で自主的に実施できるようにしてください。地域が人材を育てる後押しをしていただけるようには是非ご検討ください。 また、これを通じ、今後も障がい福祉に関わる人材の増加とともに、その質の向上にもつながる取り組みを検討してください。
回答
障がい福祉サービス、中でも移動支援のヘルパーの人材不足については、必要な介護や支援を受けることができず、直ちに生活に影響がでることから、安定した人材確保が重要な課題であると考えます。国の指針に基づき、大阪市でも研修を行うなどの取り組みが実施されていますが、港区内で地域自立支援協議会が行う自主的な研修等で資格が取得できるようにするなど、引き続き人材確保に向けて実施されるよう福祉局に要望します。 また、人材の養成・確保や質の向上につながるよう、加算項目を見直すなど国に対して働きかけることや、情報周知の強化に向けた取り組みを検討されるよう、併せて要望していきます。
港区役所保健福祉課